

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 20 年 3 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について、平成 20 年 2 月 15 日から 3 月 7 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（１社１件）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	コメント	考え方
1	第 5 条第 4 項 第 1 号イ	「特定投資家」の範囲を「業府令 53 条 1 号に定める契約に関して特定投資家であるもの」として頂きたい。 金商法の特定投資家制度は、契約の種類ごと（有価証券の売買等、デリバティブ取引、投資顧問契約、投資一任契約の 4 種類）に関しそれぞれ特定投資家となるか否かを選択することとなっているが（法 34 条、業府令 53 条）株券等貸借取引は付随業務（法 35 条 1 項 1 号）となるため、上記 4 種類の中に入っていない。改正案では取引相手方が特定投資家である場合には個別契約書の取り交わし、交付が不要とされているが、顧客がどの契約の種類に関して特定投資家であるか、明確でない。（例えば、有価証券の売買等に関しては特定投資家であるが、他の契約の種類に関しては特定投資家でない取引相手方	今回の改正のうちご指摘の箇所は、既に規定が設けられている債券貸借取引と同様に、取引相手方の知識、経験及び財産の状況に応じて、株券等貸借取引に係る契約手続きの簡素化を可能とすることを目的としております。 この簡素化が可能となる場合の取引相手方としては、金融商品取引法第 34 条を受けた金融商品取引業等に関する内閣府令第 53 条各号に規定する契約のいずれかにおいて当該会員が「特定投資家」として取り扱っている顧客とすることが適当であると考えております。 なお、現行規則第 4 条の規定は、株券等貸借取引の基本的仕組みやリスク等に関する説明等を義務づけているものですが、この義務を除外する場合として挙げている

	を本規定の「特定投資家」と扱ってよいか、明確でない。） 株券等貸借取引においては有価証券の売買等に関する知識・経験の有無が問題となると思われることから、要望事項の通り、有価証券の売買等に関して特定投資家であるものとして頂きたい。 なお、現行規則第 4 条（株券等貸借取引に関する説明及び確認）も同様に「特定投資家」には説明義務が課されない旨規定されているが、上記と同様の問題があるため、改正して頂きたい。	「特定投資家」についても、同様に考えております。
--	---	---------------------------------

以 上